

使用済燃料対策

に関するアクションプラン

(参考資料①)

今さらなんですが。。。
2015年10月6日に最終処分関係閣僚会議が
上のような名前の文書を出していました。

原子力政策の重要課題の一つである
使用済燃料対策について、
政府がこれまで以上に
積極的に関与しつつ、
事業者の一層の取組を促すなど、
安全の確保を大前提として、
貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化
を官民が協力して
推進することとする。

として、次のような
「使用済燃料対策の強化へ向けた具体的な取組」
をあげています。

(1) 政府と事業者による協議会の設置

政府と事業者が協力して、**使用済燃料対策**を
着実に進めるための対応策を検討・具体化する。

参考資料
①内閣官房HP 最終処分関係閣僚会議「使用済燃料対策に関するアクションプラン」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisyu_syobun_kaigi/
②経産省HP ニュースリリース「新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました」
<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001.html>

(2)事業者に対する「使用済燃料対策推進計画」の策定の要請

発電所の敷地内外を問わず、**使用済燃料の貯蔵能力の確保・拡大**へ向けた事業者の取組を具体化した「使用済燃料対策推進計画」の策定を要請する。

(3)地域における使用済燃料対策の強化(交付金制度の見直し)

使用済燃料の**貯蔵**について、(中略)新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、**その能力の拡大が進むよう**、(中略)電源立地地域対策交付金制度の見直しを図る。

(4)使用済燃料対策に係る理解の増進

- ①使用済燃料対策に係る理解活動の強化
- ②事業者による理解活動の強化
- ③核燃料サイクル施策や最終処分施策の理解活動との連携

(5)六ヶ所再処理工場やむつ中間貯蔵施設など核燃料サイクルに係る取組

使用済燃料対策を着実に進める観点からは、**六ヶ所再処理工場やむつ中間貯蔵施設**の竣工等は重要な課題である。(中略)**その竣工を着実に進め**、これら施設を活用した使用済燃料対策を推進する。

最後に一言

「え？そっち？」
というのが率直な感想です。
『使用済燃料対策』がなぜか、その『保管場所の拡大』という話になっちゃっているんです。
この話の元をたどると、おなじみのエネルギー基本計画にたどり着きます。曰く

(参考資料②p.44)

高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める。
これに加えて、最終処分に至るまでの間、使用済燃料を安全に管理することは核燃料サイクルの重要なプロセスであり、**使用済燃料の貯蔵能力の拡大**へ向けて政府の取組を強化する。

すでにこの時点で理屈がおかしい。。。『使用済燃料を安全に管理』と『貯蔵能力の拡大』がなぜ結びつくのか？
この引用した段落のタイトルが『対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組』なので、悪い冗談にしか見えません。
『対策を将来へ先送りせず』と言いつつ、『貯蔵能力の拡大』って先送りする量を増やしてるじゃん。。。
こんな理屈でもエネルギー基本計画に書かれると、堂々と政策に反映されます。
今年見直されるであろうエネルギー基本計画に何が書かれるのか、注視する必要があります。